# 第13回

## 南丹市都市計画審議会

# 議事録

1.	開催日時	平成28年7月6日 (水) 午後2時00分より午後3時00分まで
2.	開催場所	南丹市国際交流会館 2 階第 1 · 2 研修室
3.	議案	1ページ
4.	資 料	別添 資料一式
5.	委員の出席 状 況	2ページ
6.	説明員及び 関 係 職 員	3ページ
7.	議事顛末	4 ページ

### 審議案件

議案 番号	件名	概    要		
1	南丹都市計画 旧川辺小 学校地区地区計画の決定 (南丹市決定) について	ナゲルの関連のマルド・ロップ・フィーとなった。		
2	南丹都市計画 旧新庄小 学校地区地区計画の決定 (南丹市決定) について	市街化調整区域内に立地する小学校跡地施設の利活用を推進するために、施設利用の方向性を地区計画決定しようとする		
3	南丹都市計画 旧吉富小 学校地区地区計画の決定 (南丹市決定) について	- もの。		
4	南丹都市計画 内林町地 区地区計画の変更(南丹市 決定) について	「風俗営業等の規制及び業務の適正化等 に関する法律」の一部改正に伴い、「ナイトクラブ」の用途の制限を無くそうとす るもの。		

### 2. その他

立地適正化計画策定に係る小委員会の設置について

### 委員の出席状況

全委員数19名出席委員数14名欠席委員数5名

	. ЭД		
都市計画	審議会の約	E職及び運営の基準を定める政令第3条第1項に基づく	〈委員
《学識経験	者》		
ひゅうが 日 <b>向</b>	******* <b>進</b>	京都工芸繊維大学名誉教授	出
やまぐち 山 口	ひとし	学校法人二本松学院法人事務局参事	出
のなかカ 野中-	<u> </u>	南丹市農業委員会会長	出
のなか 野中	<sub>けんいち</sub> <b>健一</b>	一級建築士	出
		西日本旅客鉄道株式会社園部駅長	欠
かきむら 垣村	<sup>かずお</sup> 和男	行政経験者	出
《市議会議			
こなか 小中	<sup>あきら</sup> 昭	南丹市議会議長	出
<sup>もり</sup> 森	ためつぐ 爲次	南丹市議会総務常任委員長	出
かわかつ 川勝	のりあき <b>儀昭</b>	南丹市議会産業建設常任委員長	出
都市計画	i審議会の約	H織及び運営の基準を定める政令第3条第2項に基づく	〈委員
《関係行政			
だけだ武田	表史	南丹市教育委員長	出
《京都府関			
きのした	なお き 直己	京都府南丹広域振興局企画総務部長	出
っじ 辻	けんいち <b>謙一</b>	京都府南丹広域振興局建設部長京都府南丹土木事務所長	出
TS むち 寺村	しょうじ <u> 正</u>	南丹警察署長	出
《市 民》			
井尻	<sup>まさる</sup> 勝	公募	欠
いぬいし 犬石	けいいち <b>圭一</b>	公募	欠
なかがわ	たっじ 長次	公募	欠
まえだ <b>前</b> 田	elas 利通	公募	出
にしだ 西田富		公募	欠
やまうち山内	紀子	公募	出

#### 説明員及び出席職員

南丹市長 佐々木 稔納

#### ・説明員

南丹市土木建築部長 柴田 建司

" 都市計画課長 森 雅彦

#### • 事務局

南丹市土木建築部長 柴田 建司

" 主幹 人羅 均

リカス リカス 計画係 係長 秦 洋祐

" 主事 木村 幸裕

**ル** 企画政策部長 堀江 長

*"* 企画振興課長 中西 明広

### 議事の顛末

発 言 者	発	言	内	容	等
(1)開会					
事務局(柴田部長)	したので、ただ今 ただきます。	から第 13 ≳を務めさせ	回南丹市都でいただき	市計画審議会ます、土木建	築部長の柴田で
	いたしました。皆お願いいたします本日はそれぞれ会にご出席を賜りむま方にお断りて、会議録を取るの点ご承知いたた	ー。 い委員の皆さ ) まして、誠 ) をさせてい うために録音	ま方には何 にありがと ただきます 等をさせて	かとご多忙の うございます が、本日の審 いただきたい	ところ、当審議 。最初に委員の :議会につきまし と存じます。そ
(2)委員	・職員等紹介				
事務局(柴田部長)	会の委員に変更か	*生じました 明」様に代:	ので、ご紹 わりまして	介させいただ 新たに南丹市	まして、当審議 きます。 教育委員長とし
武田委員	武田でございま	ミす。 どうぞ	よろしくお	願いいたしま	す。
事務局(柴田部長)	続きまして、「振興局企画総務部す。	· · · · · <del>-</del>	•		京都府南丹広域」様でございま
木下委員	木下でございま	ミす。 どうぞ	よろしくお	願いいたしま	す。
事務局 (柴田部長)		角野 和弘.	様に代わ	りまして新た	に京都府南丹警
寺村委員	寺村の代理の名	う口と申しま	すよろしく	お願いいたし	ます。
事務局 (柴田部長)	審議会の委員とし話になりますが、	てお世話に よろしくお	なることと 願いをいた	なります。そ します。	日までの間、当れぞれ大変お世
	ておりますので、 平成29年12 くお願いいたしま	ご確認のほ 2月3日まで ミす。	ど、よろしの間、大変	ス る は は は は は は は は は は は は は り る り る り る	たします。ますが、よろし
	#せまして、本 者及び事務局である を紹介させていた 佐々木稔納 南	あります都市 こだきます。	方計画課の耶		でおります理事 域振興課の職員
佐々木市長	お世話になりま			たします。	
事務局 (柴田部長)	(以下、職員よ 土木建築部都市			ざいます。	

発 言 者	発 言 内 容 等
事務局	企画政策部長 堀江でございます。
(柴田部長)	企画政策部地域振興課課長 中西でございます。
	土木建築部主幹 人羅でございます。
	土木建築部都市計画課係長秦でございます。
	同じく都市計画課主任 橋本でございます。
	同じく、主事・木村でございます。
	同じく、技師 井尻でございます。
	それでは、本日の出席状況を報告させていただきます。本日、14名
	の委員の皆さまに出席をいただいております。 5名の欠席届をいただ
	いております。南丹市都市計画審議会条例第6条第2項の規定により、「委員の総数の過半数が出席しなければ会議を開くことができな
	り、「安貞の総数の過十数が山市しなりれば云巌を開くことがくさな   い。」となっておりますので、過半数の出席をいただいており、要件
	を満たしておりますので、本日の審議会が成立していることをご報告
	申し上げます。
(3)市長	
事務局	それでは、ただいまから開会させていただきます。開会にあたりま
(柴田部長)	して、佐々木市長がご挨拶を申し上げます。
佐々木市長	改めまして、こんにちは。本日、第13回南丹市都市計画審議会を
	開催させていただきましたところ、大変お忙しい中、また猛暑が続い
	ております、こういった厳しい気象条件の中にもかかわりもせず、ご
	出席いただきましたことに、まずもって心から厚く御礼申し上げる次
	第でございます。ありがとうございます。
	また、平素から南丹市のまちづくりに対しまして、委員の皆さま方
	それぞれの立場で格別のお力添え、また、ご理解ご協力を賜っており
	ますことに、心から感謝を申し上げる次第でございます。
	また、先ほどご紹介をしていただきました、新たに委員としてなら
	れました皆さま方におかれましては、これから任期中たいへんお世話
	になるわけでございますが、前段委員様同様、なにとぞよろしくお願
	い申し上げる次第です。よろしくお願いします。
	さて、本日のこの審議会につきましては6月17日に会長さんの方 に諮問をさせていただきました内容につきまして、ご審議を賜るとい
	「ことになっております。ご承知のように南丹市におきましては、少
	子化の著しい進行の中で、小学校の再編を行ったところでございます
	が、そういった小学校の跡施設の利活用につきましては地域の活性化
	に資するためにと言うことで、地域の皆さま方にご検討を加えていた
	だきました内容これを都市計画の中の地区計画として反映していき
	たいと言うことでございます。
	もうひとつは、風俗営業法等の規制及び業務の適正化に関する法律
	に関する技術的助言に伴います、内林町地区地区計画の変更というこ
	とにつきましてもご審議をいただくことになっております。
	委員の皆さま方、それぞれの立場から忌憚のない意見を賜る中で、
	より良き南丹市をつくっていきたいというふうに考えているわけで
	ございます。本日のこの審議会におきまして、どうぞ皆さま方の忌憚
	のないご意見、また、ご指導賜りますようお願い申し上げまして、大
	変措辞ではございますが。冒頭にあたりまして、日頃のお礼と合わせ

発 言 者	発	言	内	容	等
	ましてのごあいる	さつとさせて	こいただきます	つ。お世話にな	よりますが、ど
	うぞよろしくお願	顔いいたしま	<b>ミす。</b>		
(4)会長挨					
事務局	ありがとうご	ざいました。	続きまして、	日向会長から	うごあいさつを
(柴田部長)	いただきます。				
日向会長	失礼します。	書いとしか言	言いようがなレ	いのですけれる	ども、先だって
	7人の方が命を済	落とされると	いう事件があ	っりましたけれ	ιど、新聞の報
	道で知ったんで	すけれど、そ	このうちの女性	性の1人、面証	戦はなかったん
	ですけれども、打	指導の教授が	『同じ分野でし	ておりまして	て、それでちょ
	っと驚いたとい	うか言葉を失	そっているんて	ごすけれども、	それぞれ皆さ
	ん、社会的な基準		-	•	
	れども、この都で				
	りということです				
	からしばらくご				
事務局					きます案件につ
(柴田部長)	きましては、平原		17日に佐々	木市長から日	司向会長へ諮問
	させていただい				NR 44 (
			•		退席させてい
	ただきたくこと			よじます。	
佐々木市長	すいません。よ <sup>2</sup>	ろしくお願い	いたします。		
	画案件の審議	¥4) → → 10 · 1- 1	(1) - VIII (1)	· **	
事務局		義に入ります	「前に、資料の	)催認をお願い	いしたいと存じ
(柴田部長)	ます。	ルナレー・ノ	(日十日ようは	マギ 人 ルールコーラ	トレイの沙田寺
		-	•		ましての諮問書
	の写し、次第、記 方本日お持ちい7				しとも、首さま
	ありがとうご		/ まり ( しょう	) //³ <sub>0</sub>	
 事務局			タトサブルたち	デキたいと田に	ヽますが、その
(柴田部長)	前に本日の議案				• •
(米田即及)	たが、小学校跡		, , – ,	• • • • • • •	
	て、まずは、この				
	説明させていた		7.1.7 <u> </u>	-,	
事務局		,			<del>たり。</del> ように、本市に
(堀江部長)	おきましては少	3. / 0 / <b>2.</b> -	- 11 - 2 - 1		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •
()[[]	減少いたしました				
	と共に、より良	- •			,
	た。				
	このことに伴い	ハまして、月	、学校の再編を	進めまして	平成27年4月
	に園部町及び八ス	木町の6校、	平成28年の	04月には美口	山町の4校が閉
	校となったとこれ	ろでございま	ミす。すでに閉	見校となってお	おりました、日
	吉町の旧五ケ荘/	小学校と合わ	つせまして、1	1の施設の和	刊活用方法につ
	きまして地域の見	思いを集約す	つるために、学	学校区ごとに格	<b>食討組織を設置</b>
	をいただきまして	て、市職員も	参加するなか	っで精力的に利	川活用方法を検
	討いただいてまり	ハりました。	その検討を通	負じまして、携	是出いただきま
	した要望書を具ま	現化するため	りに、法的な手	-続きに取り糸	且んでいくこと

発 言 者	発	言	内	容	等
	となっていると	ころでござレ	・ はす。		
	このような経済	過のなか、月	、学校跡地施	設のなかで、	川辺・吉富・新
	庄の3校につい	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
	都市計画法に限	定列挙された	に建物以外は	立地が許容さ	いれず、学校から
	他の用途へ変更	する場合にお	らいても、厳	しい規制がか	かるため、利活
	用行うにあたり	まして大きた	は課題となっ	てまいりまし	た。そこで、地
	71414 2 1 121 - 2				<b>行計画マスタープ</b>
	7 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1			• • • • • •	項中第10号に
	,,		H		ところでござい
	ます。	7,17,2		, _ , _	
	- / 0	本来街区等	の大きな区間	画に策定する	ものですけれど
					)活性化に繋げた
					学校跡施設の敷
	_, ,,,,,,,,			,	た計画をすすめ
	ることとなった		// - //		TOPIFE C / 7 V/
				<b>す</b>	)報告とさせてい
	ただきます	⊢1	, , , ,	2010年間。	NH CCCCV
事務局	, _ , ,	室の審議に系	多らせていた	だきます。南	· 阿丹都市計画審議
(柴田部長)					とは会長が兼ねる
	となっておりま	, , , , , , , , ,		•	
日向会長		<u> </u>			:集いただきまし
	て、ありがとう				
		_ ,			いたしますので、
					せていただきま
				–	子じますので、よ
	ろしくお願いい				,
		, ,			。  辺小学校地区地
					とになりますが、
			_		活用に関する地
			,		18日 月 19 日 18 日 19 日 19 日 19 日 19 日 19 日 19 日
	いますけれど、				上の しゃんに心
委員全員	異議なし。	<u> </u>	x	. 1014 0	
日向会長	2 (1.0.1 - 0	めますので	事務局トり	議室第1号か	 ゝら第3号まで、
HUZK	一括で説明を求	•	ナカルより	mt水 加 1 ク //	シカロクよく、
	*** ** * * * * * * * * * * * * * * * * *	- , ,	区地区計画の	決定(南丹市)	 決定)について
議案第2号					
議案第3号	南丹都市計画 旧				
事務局	それでは、失	礼をいたしま	きす。		
(森課長)	まず議案の説	明に入ります	一前に、地区	計画について	こご説明を申し上
	げたいと思いま	す。			
	地区計画とは、	、建築物の建	は 築形態や公	:共施設その他	也の施設の配置等
					つしい態様を備え
	た良好な環境の	街区を整備、	開発、保全	するための計	画でございます。
		· · · · – – · · · ·		, - , , , ,	定めておりまし
	,,,,,	•			で良好な街並みの

#### 発言者 発言内容等

形成に寄与しているところでございます。

今回の都市計画審議会におきましては、これら7地区のうち1地区の内容変更と、小学校跡地施設利活用を目的として新たに3地区の地区計画の策定を行おうとするものでございます。

それでは、議長から一括説明を求められましたので、「議案第1号南丹都市計画 旧川辺小学校地区地区計画(南丹市決定)について」、「議案第2号 南丹都市計画 旧新庄小学校地区地区計画の決定(南丹市決定)について」及び「議案第3号 南丹都市計画 旧吉富小学校地区地区計画の決定(南丹市決定)について」を一括でご説明申し上げます。

まず、議案第1号でございますが、本地区計画では市街化調整区域に立地する小学校再編に伴う小学校跡地施設の利活用を推進し地域の活力維持を目指すために、施設利用の方向性を建築物の用途の制限等により定めております。

それでは、議案第1号の1ページを(総括図でございます)ご覧く ださい。旧川辺小学校地区地区計画は市街化調整区域である園部町船 岡の旧川辺小学校跡地内と範囲としております。続きまして、2ペー ジ計画図をご覧ください。本地区計画は、旧川辺小学校と旧川辺保育 所の敷地のほぼ全域を対象として計画をしておりまして、用途の制限 などが行える地区整備計画についてもおなじ区域を対象として計画 をしております。 3ページの計画書の地区整備計画欄をご覧くださ い。都市計画法に限定列挙された建築物しか建築できない市街化調整 区域における、建物の立地に関する基準の緩和を主とした地区整備計 画となっております。「用途の制限」とありますが、本来は市街化調 整区域において建築できないものでも、この欄に記載する用途の建築 物は建築を認めるものとなり、実質的な緩和を行っているところでご ざいます。また、その緩和の内容につきましても、地域の皆さま方に ご検討いただいた施設活用の内容がすべて網羅できるようなものと なっており、代表的なところではデイサービス、店舗、地域の集会所、 そして工房などの用途が建築可能となります。加えて、すでに敷地内 に立地とします、旧川辺保育所で運営しております「南丹市子育て発 達支援センター」についても、地区計画の用途上問題ないことを確認 しております。以上が、旧川辺小学校地区地区計画決定についての説 明でございます。

続きまして、議案第2号ですが、本地区計画におきましても同様に 市街化調整区域に立地する小学校再編に伴う小学校跡地施設の利活 用を推進し地域の活力維持を目指すために、施設利用の方向性を建物 の用途の制限等により定めております。

それでは、議案第2号の1ページ総括図をご覧ください。旧新庄小学校地区地区計画は市街化調整区域である八木町船枝の旧新庄小学校跡地内を範囲としております。つぎに、2ページ計画図をご覧ください。本地区計画は、旧新庄小学校の敷地のほぼ全域を対象として計画しており、用途の制限などが行える地区整備計画も同じ区域を対象として計画しているところでございます。3ページの、計画書の地区整備計画欄をご覧いただきたいと思います。都市計画法に限定列挙さ

発言	者	発	言	内	容	等
		れた建築物しか建 に関する基準の緩 につきましては、 以上が、旧新庄小 す。	和を主とし 旧川辺小学	した地区整備 学校の地区計	計画となって 画と同じ内容	おります。内容 でございます。
		最後に、「議案第	第校跡だ食全区ぞ条地いを地うごか緩、ま3地地さ共域にれ例区るご区立ざ建和先すら区内い同を区のでにと覧に地い築をほ。の地を。調対分区定はこいつ基まで主ど以	1 区節本里象ナ分かたろさい集けさせごと、公計囲地場とをけるにでだてを。なし説が一画と区のししさ共ごごきは満Bいた明。ジはし計敷ててご同説ざた学た地市地し旧総、て画地計おと調明いい校し区街区た吉括市おはか画り言理しまと給、に化整旧富	図街り、らし、十場たす思食かつ調備川と化ま旧、て用画の他。いのつい整計辺ご調す吉借お途しみのでま共、て区画、覧整。富地りのて立小はす同大は域と旧い区続小とま制い地学、。調幅都にな新た域き学しす限る可校4重理な市おっ庄	を を を を を で の で の で の で の で の で の で の で の の に は の の に は の の に は の の に は の の に は の に は の の の に は の の の に に は の の の に に の に の に に の の に の の の の の の の の の の の の の
		第2項の規定に基 る条例」の規定に 定により、平成2 6日までの2週間 ませんでした。 以上、議案第1	づき、「南 従い地区記 8年5月 、縦覧に信 号から議	可丹市地区計 計画案を作成 12日に南丹 共しましたと 案第3号の説	画等の案の作 し、同法第1 市が公告し、 ころ、意見書 明でございま	7条第1項の規 同日より5月2 の提出はござい
日向会長	÷	ありがとうござ ただ今、事務局 など、ありません	から説明な		件について、	ご意見、ご質問
川勝委員		ご苦労様です。 はないとは思うの あろうとは思うの なっておるので、 同じ数字が出てき	確認と、質ですが、 ですが、 3 ですが、 3 間違いはた	質問をさせて 1 号議案・2 全て面積が 0 ないとは思う と、そこの確	号議案・3号 . 9ヘクター のですが、個 認をひとつし	-ルと同じ面積に 引然 O. 9 という

~ = ±	
発言者	<b>発 言 内 容 等</b> 存事業自体は実施されていると思うのですが、今の現状ですねこの都
	市計画法としての今回地区計画として挙がるんですが、B 地区におい
	ては当然この都計審終わって最終決定ということでこの事業がなさ
	れると思うのですが、今現状事業されているという部分についての都
	市計画上の位置づけをひとつ知っておきたいなというふうに思いま
	市計画上の位置があるととうなっておっておっているというなうに応います。
	'。   それとですね、課長の説明でそれぞれの小学校の利活用の検討委員
	会等の要望事項ですか。こういうことやっていきたいということが全
	てが網羅できるという説明であったんですが。この中ですね、もしも
	例えば、パン屋をやっていて米屋がやりたいという部分ですね。これ
	は、いわゆる都市計画法上の届出はいらないのかどうなのか。
	という、この3点だけ、ちょっと聞いておきます。以上です。
日向会長	そうしましたら、今3点、お答えお願いします。
事務局	ただいま、川勝委員のご質問にお答えをさせていただきたいと思い
(森課長)	ます。
())	ただ今、説明させていただきました3つの地区計画につきまして、
	面積が0.9ヘクタールということでございますが、これはヘクター
	ル単位で丸めておりましてですね、全部0.9ヘクタールということ
	でございまして、面積のことにつきましては間違いではございません
	ので、よろしくお願いしたいと思います。
	また、旧吉富小学校地区地区計画の関係でございます。現在の給食
	調理場につきましては、学校用途から現在暫定的に利用しているとこ
	ろでですね、今回提案させていただいております地区計画これが承認
	いただけることによって、正式に給食調理場として稼働いただけると
	いう風に認識をしているところでございます。
	あと、用途の変更でございまして、地区整備計画に表示をしており
	ます、食品製造業とかそういった関係でですね、パン屋をされていた
	ものが米屋というところでございますが、都市計画法においては吉富
	小学校ですと B 地区ということで(5) という表示をさせていただい
	ておりますひとつの項目のなかに入っておりますので、その部分につ
	いての変更は生じないというところでございます。ただし、出力の制
	限をかけておりますので、原動機につきましてはご注意いただきたい
	というところでございます。以上です。
川勝委員	ありがとうございます。
山口委員	川辺小学校なんですけど、地区界の取り方で府道に面した所の間口
	が狭くて三角地帯のところがあるのですが、これは区域の中に含める
	といったことが物理的に無理なのか。その辺だけ、私もちょっと現状
	がわかりませんので、ご説明願えたらと思っています。2ページです
	ね。将来的に見れば、府道に面した所も全部一緒に区域に入れられた
	方がいいんじゃないかと思ったのですが、その辺は。

発 言 者	発 言 内 容 等
事務局	山口委員のご質問にお答えをさせていただきます。川辺小学校、恐
(森課長)	らく、2ページで言いますところの右下の部分をおっしゃっていうふ
(Appropriate C)	うに思うわけですが、地番界と表示しております部分から図面上、下
	の府道までの間につきましては民土地となってございまして、学校敷
	地ではございませんので、今回その部分については入れておりませ
	ん。以上です。
日向会長	山口委員さんよろしいですか。
山口委員	はい。
森委員	先ほどの、川勝委員と同じ質問になるかもしれませんけれど、1号
	議案の子育て発達支援センター、今現在使われておりますけど、これ
	の開設するときに調整区域ということで地区計画の話等があったと
	は思うのですけれど、それは先ほどの説明と同じ形で良いのか、ちょ
	っと確認だけしておきたいと思います。
事務局	森委員のご質問にお答えをさせていただきます。旧川辺小学校地区
(森課長)	の現在発達支援センターとして活用されております、旧川辺保育所に
	つきましては開発許可を取られて今現在運用をされておるというふ
	うに認識をしておるところでございます。
辻委員	3つともなんですけど、この地区計画で定められるのですけども建
	物なんですけど耐震化っていうのは地区計画の要件にはなってない
	のか。古い建物なので耐震化も。
事務局	耐震化につきましては、地区計画の要件には含まれないものという
(堀江部長)	ふうに理解をしておりますが、この3校いずれも耐震の強度の方は確
	実にあります。不足しておりましたものは、補強工事が終わっており
	ますので、耐震上問題はない施設となっております。
辻委員	ありがとうございます。
日向会長	他にいかがでしょうか。
森委員	すいません、会長。
	直接、都計審とは関係ないですけど、ちょうど企画の部の方も来て
	おられますので、ちょっと参考までに教えていただきたいんですけ
	ど、今現在3校の地区計画が挙がっておりますけども、あとの学校の
	要望的なもので都市計画法にはかからないですけど、それについては
	どういう形で都市計画法にかからないのか。ちょっと参考だけに教え
	ていただければありがたいですけど。
事務局	失礼をいたします。11校のうち、都市計画法に該当します学校は、
(堀江部長)	実は4校ございます。本日は3校お世話になっておりますが、摩気小
	学校が市街化調整区域に含まれておりますので、その1校がまだ今回
	地区計画を設定する為の準備の環境が整っておりませんので、本日は
	議案としてお出しをしておりません。これについては、要件の整い次
	第、また、ご審議いただきたいというふうに思っております。
	残ります学校につきましては、都市計画区域外でございますので、
	都市計画法の制限というものは該当してまいりません。
	ただ、活用にあたりましては、各種の法手続き等の関連は出てまい
	りますので、それについては個別に対応してまいりたいというふうに
	考えております。以上です。
日向会長	よろしいですか。

丹都市
`」「議
有丹市
也区地
ろしい
ごおり
7
画の変
有丹市
丁地区
ら、こ
邓改正
ぶ風俗
り規制
こによ
言がな
は、こ
て「ナ
ていこ
ライン
いる箇
也区か
示しし
_
思いま
この欄
いもの
うD D D D
まま転
い「ナ
犬の表
い状
よう整
面

発 言	者	発	言	内	容	等
元 百	日	理を行い、「建築基	<del></del> -			•
		をするものでござ		するくりが気力	2 <del>3</del> ] 2 J/III	9 公人日に修正
		_ /	, ,	して都市	計画法第16	条第2項の規定
		に基づき、「南丹」				·
		に従い地区計画案				· · · · <del>-</del>
		法第17条第1項				
		告し、同日より5				
		書の提出はござい				
		ついての説明でご	`ざいます。			
		なにとぞ慎重審議	賜り、承認	いただきま	すようよろし	くお願いいたし
		ます。				
日向会長		ただ今、事務局	より説明あ	りました件	について、ご	意見、ご質問等
		ございませんでし	ようか。			
		いかがでしょう	-	_		11 - 11 - 11 1
						林町地区地区計
		画の変更(南丹市	決定)につ	いて」は、	議案通り承認	してよろしいで
<b></b>		しようか。				
委員全員	-	異議なし。	102 J. J.			
日向会長		ご異議なしと認		<del>▄</del>		亦更 / 去 凡 去 汝
		一「磯条弗4万   定)について」は				変更(南丹市決
		次に、「その他」				
		か。		, 事物用()、		よせんくしょう
(6) 7	· の他		定に係る小		置について	
事務局	<u> </u>	どうもありが	とうござい	ます。	<u> </u>	
(森課長	:)	その他の案件と	いたしまし	て、前回の	都市計画審議	会におきまして
		も「立地適正化計	·画」のご説	明とご依頼	をさせていた	だいたところで
		ございます。今回	再度、ご説	明をさせて	いただきまし	て、その後、小
		委員会の設置に関	しましてお	伺いをさせ	ていただきた	いと思います。
				-		いたしまして立
		地適正化計画に関	, , , , , , , ,			, - , , ,
					***	でコンパクトな
		まちづくり、いわ	-		イ」の形成を	国において進め
		をされているとこ		, ,	上 田七 夕	1 10 lub + + + + + 17 + 17 =
				_	, , , , ,	くの地方都市に
		おける現状や抱えと高齢化が挙げら			• • • •	
		が、2010年と				
		は10,000人		–		
		0ポイント以上増				
						て市街地が拡散
		し、低密度な市街				
		の人口集中地区い	わゆる「D	I D」の推	移を見てみま	しても、DID
		地区の面積が拡大	:してきてい	るのに対し	、人口密度が	減少傾向にある

#### 

のが分かるかと思います。

最後に、厳しい財政状況が挙げられます。こういった状況の中、今後も都市を持続可能なものとしていくために「多極ネットワーク型コンパクトシティ」を目指すことが重要となってきております。

2ページをご覧いただきたいと思います。表にもありますとおり、 人口密度と1人当たりの行政コストとの間には一定の関係がござい まして、持続的な都市経営を維持するためには、人口密度を高め、行 政効率を図ることが不可欠であります。

こういったことを踏まえまして、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、あるいは、自家用車に過度に頼ることなく公共交通により医療・福祉施設等にアクセスできるなど日常生活に必要なサービスや行政サービスなどが住まいの身近に存在するまち、すなわち、多極ネットワーク型コンパクトシティこれを形成していこうとするものでございます。

この多極ネットワーク型コンパクトシティの実現に向けた実行計画として作成するのが「立地適正化計画」でございます。3ページの立地適正化計画のイメージ図をご覧いただきたいと思います。色分けや実線、破線等でそれぞれ区域を示しておりますが、市街化区域の中に「居住誘導区域」を設定し、その中に都市機能いわゆる医療・福祉施設や商業施設こういった生活サービスを誘導する区域「都市機能誘導区域」や誘導する施設を設定し、それぞれの居住誘導区域や都市機能誘導区域を公共交通によりつなげ、アクセスしやすくするといったことを具現化するための計画が「立地適正化計画」でございます。

続いて、5ページをご覧いただきたいと思います。立地適正化計画は、都市計画マスタープランの高度化版としてみなされておりまして、おおむね20年後のまちの姿を展望して作成することとされております。

また、立地適正化計画作成の流れとしまして、左側の図に全体の流れを掲載しており、立地適正化計画検討の流れを右側に抜き出してお示をしております。

全体の流れとしましては、立地適正化計画を作成し、公表後、事業や施策を実施し、計画の達成状況の評価や都市計画審議会への報告を行う中で、必要に応じて計画の見直しを行っていくこととなっております。

立地適正化計画検討の流れとしまして、現状や将来における都市構造上の課題の整理や分析を行い、まちづくり等の方針を検討し、誘導区域の設定等をしていく中で「立地適正化計画案」を作成していくこととなっており、現在、この流れの中で事務を進めているところでございます。

また、立地適正化計画の作成に当たりましては、多様な分野の計画や施策との整合・連携が必要となってまいります。6ページにもございますように、現在、庁内検討委員会を設置し、連携に向けた取り組みを行おうとしているところでございます。

立地適正化計画の作成に係るスケジュールにつきましては、現時点 での予定といたしまして、7ページにお示ししておりますとおり、い

発 言 者	発 言 内 容 等
	ずれにいたしましても、こういった計画は、広く市民の方々のご意見
	等もお聞きする中で作成していくことが重要であると考えておりま
	す。そういった期間の十分な確保に努めていきたいと考えておりま
	以上が、立地適正化計画の作成についての説明でありますが、国に
	おきましても、立地適正化計画を作成していくうえでは内部において     十分議論を重ねることはもちろんのこと、できる限り外部組織による
	審議を賜り、ご意見等をいただく中で作成していくことが重要である
	としていることから、今回、その外部組織としてこの都市計画審議会
	に小委員会を設置させていただきたいと考えております。
	まずは、このことについて、ご承認をいただきたいと思いますので、
	よろしくお願いをいたします。
日向会長	ありがとうございました。
	ただ今、ご説明いただきました件について、何かご意見、ご質問等ご
	ざいますでしょうか。
野中委員	すいません、図面を見せていただいたら南丹市の場合は2010年
	に3万5千人あまりの人口が40年には2万4千人あまりに減員す
	るという形に書かれております。やはり、私は計画の中で人口を減っ
	ていくということを当たり前にしてしまったら、大変だと思います。
	やはり、いかに人口を確保していくかというのが、我々みんなで考え
	ていくべき重要な課題だと思います。だから、こんな形で人口が当然
	似るのたという意識で音がなることについては、私は八反列をした   い。できるだけ我々は増やす努力をしていこうじゃないかという、そ
	んな申し合わせをするなら喜んで賛成しますけれど、それは大反対し
	ていかないといけない。というのが、私の意見です。
事務局	ただ今、野中委員からご意見を頂戴いたしました。
(柴田部長)	確かに、現在から2040年にいきますときに2万4千人というこ
	とでこのままいきますと人口が減少してくということでございます。
	ただ、私ども南丹市におきましては定住促進アクションプラン等もた
	てましてですね、この数字がそのまま下がっていくのでは無しに2万
	9千人という、その目標というものも持っておりますので、ただこの
	まま推移していく数字を見守るのでは無くて、これはこのようになら   たいように
	ないように施策を講じていきたい。このように考えておりますので。   ただ、現状としては、何もしないままでいきますとこのように2万
	4千人ということになりますので。こうならないようにそれぞれの施
	策を具体的な施策として取り組んでまいりたいと、このように考えて
	おります。

発言者	発	言	内		等
前田委員	今、野中委員か		 見と、私も	 同じ考えで。	
	南の方では精輔	善町をはじめ	)、京都はべ	ンチャー企業	がたくさん入っ
	ています日本電産	をとか京セラ	ラとか、こう <sup>1</sup>	いったところ	の企業立地をす
	ると人口はどんと	ざん、どんと	ごん増えて、	私も個人的に	府議会議員の友
	達がおりまして講	養会報告の中	っでどんどん	送ってくるの	ですが。今人口
	7万3千人。どん	しどん南の丸	がは企業を立:	地して、本当	に大きなサント
	リーも完成してレ	いますし。そ	こで、人口	を減らさへん	ためには、やは
	り野中委員も言れ	つれましたよ	こうに、僕の	場合は企業立	:地して縦貫道路
	でどんどん、どん	しどん便利に	こなっていま	すから、我々	の業界でも以前
	は宇治とか京都市	市内から園	部なんかに来	そることはま	ず考えられなか
	ったんですけど、				すから、企業さ
	え立地したら私に	は人口は減ら	ないではな	いかと思う。	
日向会長	これまでのいる	ろんなデータ	7読むと、こ	ういうふうな	:人口減少データ
	が出ているのだけ	けれども、そ	うならない	ようにはどう	すればいいか、
	というためのその	の仕組みつ	くっていこう	とその委員	会を設置しよう
	ということですの	つで、この人	、口減という	数字だけが独	り歩きするたい
	へん不具合もある	らでしょうじ	けど、そうで	はなくてそれ	を少しでも抑え
	られる、或いは増				
	でいこう、そうい	いう趣旨だと	:思いますの	で。そこはご	・理解いただけれ
	ばありがたいなと				
辻委員		•	, . , . , . , .		もしなかって施
	策が無い場合にと				
	野中委員も前田孝			•	
	逆に増加に転ずる	_			12 TH T
	委員会なりでやっ		言うことで	理解しておる	んですけど。そ
-t->t-	れでよろしいです			(a)	- my 4 - 7 - D
事務局					て、野中委員・
(柴田部長)	前田委員からもこ			•	
	を食い止められる			-	
	の中で立地適正作	乙の甲で見り	い出している。	たい。そのよ	りに考えていま
配力 禾月	す。	てわきたし	ンのは チルジ	サミの 半時に	 子宝条例という
野中委員	- たた、私か言う - ような条例を作っ		•		
	よりな呆例を作う   た経緯があります		/	/	- · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	110人ほどの	0 - ,			
	ます。	1 医が多く	E & \$ 07C C V		3421) ( = 6 1.
	, ,	行政がみと	かりの気塩	ちにかって対	応したら、それ
	なりに私は子供を				
	るということも力	-			
	申し上げておきた		•		. /2/20/20
日向委員				ふうに掲げ	られていると思
	いますので、特に				
	るということでし	· <b>-</b> · · - · ·		· - / · · · · · ·	- · · · - · · · · · · · ·
		14 14 C C 4	· / // o		

発 言 者	発 言 内 容 等
川勝委員	小委員会の設置には、何も異議ございません。ただ今、2人の委員
	からもありましたけれど、この人口減少ということ、これは現実味を
	帯びた数字だと思うんですが、ただですね1点だけですね南丹市総合
	計画と、先ほど部長からありました定住促進アクションプランとの数
	字、この関わりだけちょっと抑えておきたいなと思うんですが。
事務局	今、川勝委員からご意見いただきました、定住促進アクションプラ
(柴田部長)	ンと全て一致をいたしておりません。ただ、南丹市としては2万9千
	という目標数字を持っておりますけれど、それに必ずそれというので
	はなしにそれぞれ国からの調査結果が出ておりますので、その辺も踏
	まえながら、今後具体的な施策を打っていきたいとこのように考えて
日向会長	おります。 小委員会の設置そのものについては、みなさんご意見無いというこ
日刊云文	とですので、設置については承認するということにいたします。
	こと すり く、
事務局	小委員会設置につきまして、ご承認賜り、誠にありがとうございま
(森課長)	す。
(A)KH/KJC/	・ それでは、続きまして小委員会事務の選出につきまして提案をさせ
	ていただきたいと思います。委員選出に先立ちまして、委員会の流れ
	を簡単にご説明申し上げます。
	昨年度、事務局におきまして、まちづくり方針や誘導方針、居住誘
	導区域、都市機能誘導区域や誘導施設の素案を検討したところでござ
	いまして、今年度、それらを基に、市内部で構成します「庁内検討委
	員会」で関係部署が所管する計画や施策との整合、連携を図ることと
	しております。また、誘導施策についても同様に今年度、素案を作成
	して庁内検討委員会で検討を行っていくこととなります。
	これら庁内検討委員会で検討したものを小委員会にお諮りさせて
	いただき、ご審議、ご意見等をいただくことを考えております。現時
	点での予定としましては年3~4回程度、開催をさせていただきたい
	方向で考えております。
	今回選出いただく委員としましては、幅広いご意見をいただきたい との考えから、学識経験者2名、市議会議員1名、行政関係者1名、
	この考えがら、子瞰座駅有2名、印蔵云議員1名、行政関係有1名、  市民公募の方2名の計6名の方を選出いただきたいと考えておりま
	す。以上、よろしくお願いをいたします。
日向会長	す。 <u>め工、よろしく</u> お願いをいたしよう。 ただ今、小委員会の委員を選出していただきたいということでござ
H I I I I I	いましたけれど、いかがいたしましょうか。何かありますか。
小中委員	事務局案がもしあれば、ご提示いただけたらなと思いますけれど。
日向会長	というふうに、事務局案があればということでございましたけど、
	いかがでしょうか。

発 言 者	発 言 内 容 等
事務局	ただ今、事務局案というお声をいただきました。それでは僭越では
(森課長)	ございますが、事務局から委員の推薦をさせていただきたいと思いま
	学識経験者の中から「山口 均 委員」、「垣村 和男 委員」
	市議会議員の中から「川勝 儀昭 委員」 行政関係者の中から「辻 謙一 委員」
	市民公募の中から「前田 利通 委員」、「山内 紀子 委員」
	以上6名の方に小委員会委員としてお世話になりたいというふう
	に考えております。どうぞ、よろしくお願いいたします。
日向会長	ただ今、事務局から6名の委員推薦がございました。皆さまいかが
	でしょうか。
委員全員	異議なし。
日向会長	それでは6名の委員の皆さまには大変お世話になりますけれど、よ
	ろしくお願いいたします。
-1-7/2 F	その他、事務局から何かございますか。
事務局	ただ今、小委員会の設置並びに委員の選出につきまして、大変お世
(森課長)	話になりありがとうございました。   第1回目の小委員会の開催につきましては、現時点、時期などは決
	第1回日の小安貝云の開催につきましては、現時点、時期などは伏   まっておりませんが、決まり次第、ご連絡をさせていただきますので、
	よろしくお願いいたします。
日向会長	以上で、その他を含めまして本日の議事は全て終わりましたけれ
	ど、全体を通して各委員のみなさんから何かご意見ございませんか。
川勝委員	先ほど、聞き漏らしたのですが、1号、2号、3号承認ということ
	なんですが、この小学校の実際に利用されるにあたって今後のスケジ
	ュール的なものをお聞きしておきたいなと思います。
事務局	今後のスケジュールでございますけれども、本日審議会の方でお世
(堀江部長)	話になりましたので、この審議会での答申を頂戴しまして、市としましてはい東京業が終されて、初末計画は実に生まれた。アナンに
	しては知事協議を経まして、都市計画決定、告示の方を行ってまいりたいと思っております。
	その後、開発許可にあたります都市計画法43条の許可の手続きに
	必要な分については進めていくということを予定をいたしておりま
	す。以上でございます。
川勝委員	協議なり告示の関係がどうなるかはわかりませんが、スムーズに行
	ったとして、例えば来年度ぐらいから地元で利用ができるのかとか、
	一定ですねスムーズに行った場合にですね、どれぐらいの時期になる
	のかというのがもしおわかりましたら。

発 言 者	発言	内		等
事務局	今、川勝委員からのご			•
(柴田部長)	もかかりますし、それぞ	- ·	-	
	合ではございませんので			
	に利活用していただける		,	1 7 - 1 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7
	それぞれ学校によりまし		-	
	で使っていただけますよ	· · · · - · · —		• • • • • • • •
	して「いつまで」という		•	
	員会の協議も控えており			
	だけるように努力してま	いりたいと思っ	ております。	
上 日向会長	よろしいですか。			
川勝委員	はい。			
日向会長	他に、何かございます	<b>か</b> 。		
	特段、ございませんか。	-		
	それでしたら、本日の		いたしました	。なお、本日議
	事として審議いただきま	した議案につき	まして、市長	へ答申する必要
	があります。答申書につ	きまして、原案	通り答申する	ということで、
	会長、副会長に一任いた	だきたく存じま	すけれど、ご	異議ございませ
	んでしょうか。			
委員全員	異議なし。			
日向会長	ありがとうございます。			
	それでは、答申書の作	成につきまして	は、私と、野	中健一副会長で
	作成し、このあと市長へ			
	本日は、慎重審議いた	·	た議事進行に	ご協力いただき
	まして、ありがとうござ			
	これからまたお世話に		ご、よろしく:	お願いいたしま
/ - \ = I A =	す。ありがとうございま	した。		
(7)副会長		20 1 > 40.00Z.	1 . 2	
事務局	日向会長、どうもあり、			よ 明人 ラナナ
(柴田部長)	本日予定しておりまし			* * * * * * * * * * * * * * * * * * * *
取出司人目	りまして、野中健一副会:			· •
野中副会長	みなさん、本日はご苦! まして、ちょうど1時間			と行る时になり
	まだ梅雨はちょっとあ			こ 光ヶ星/か
	ると思いますけれど、み		•	- ' ' -
	思います。	C TO WARTEN	VAXIC DIT	V /C/C & /C V C
	そして、また今日の議	題で出ておりま	した旧小学校	の跡地利用の話
	ですけど、これも長年地	_ , ,		
	市にとりましては、重要	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	–	
	効な活用方法で活かされ			
	ございました。			
事務局	ありがとうございまし	た。		
(柴田部長)	これで、第13回南丹	·市都市計画審誦	養会を終了さ	せていただきま
	す。長時間の慎重審議、	誠にありがとう	ございました	0

### 議事録署名

上記のとおり第13回都市計画審議会の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの議事録を作成し、下記のとおり署名し押印する。

平成 年 月 日

署名人

平成 年 月 日

署名人